

2009年12月24日

## 消耗品に関する独・デュッセルドルフ地方裁判所(本案訴訟)における勝訴判決について

ブラザー工業株式会社(社長:小池利和)は、ドイツにてブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan(独)、German Hardcopy AG(独・以下、Geha)の2社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権を侵害するとして、デュッセルドルフ地方裁判所(以下、同地裁)に販売禁止等を請求していましたが(本案訴訟)、このたび当社の主張が認められ、同地裁により上記2社に対する販売禁止等の判決が下されましたのでお知らせいたします。

今年5月、デュッセルドルフ高等裁判所は Pelikan、Geha の2社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権(2008年6月19日登録)を侵害するとして、当該権利が使用されたブラザー互換インクカートリッジの販売禁止等の仮差止め命令を下しておりました。

このたびの本案訴訟は、昨年9月に同地裁により販売禁止等の仮差止め命令が上記2社に対して下された後、当社により同地裁へ提起されたものであり、12月22日、当社が請求しておりました当社互換インクカートリッジの販売禁止等を認める判決が下されたものです。(\*)

ブラザーグループでは、今後もお客様に安心して当社製品をお使いいただける環境づくりに積極的に取り組んでまいります。製品本体の性能をいかし、長くご愛用いただくため、当社純正消耗品をご利用いただけるよう、告知活動も積極的に行ってまいります。知的財産権に関しましては、他社の権利を尊重すると同時に、当社の所有している権利を正当に主張し、それらを無断で使用しているものについて法律に基づき対応していく所存であります。

### ■ 本件に関する判決

- 08年 9月11日 デュッセルドルフ地方裁判所による仮差し止め命令
- 09年 5月28日 デュッセルドルフ高等裁判所による仮差し止め命令
- 09年 12月22日 デュッセルドルフ地方裁判所による販売禁止等の判決

(\*) Pelikan、Geha の2社は、この結果を受けまして、当該判決に対する不服を申し立てる可能性を有しています。

<報道関係 お問い合わせ先>

ブラザー工業株式会社 広報・総務部 広報・総務グループ 本号

TEL:052-824-2072 FAX:052-811-6826 E-mail:kouhou@brother.co.jp